

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【公表番号】特表2012-501209(P2012-501209A)

【公表日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-003

【出願番号】特願2011-524988(P2011-524988)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月11日(2012.5.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

管腔内人工器官のための錨着装置であって、

第1端と、第2端と、長手方向軸とを含んでいるマルチフィラメントチューブを形成するように配置されている複数の独立したワイヤを備え、

前記ワイヤのうちの少なくとも1本は、前記錨着装置から外向きに伸張する第1の棘を形成している端を有している、錨着装置。

【請求項2】

前記ワイヤは、コイル状に配置されている、請求項1に記載の錨着装置。

【請求項3】

前記複数の独立したワイヤが、前記マルチフィラメントチューブから外向きに伸張する第2の棘を形成している端を有している第2のワイヤを有する、請求項1又は2に記載の錨着装置。

【請求項4】

前記ワイヤのそれぞれは、前記マルチフィラメントチューブの前記第1端に又はその付近に配置されている第1端と、前記マルチフィラメントチューブの前記第2端に又はその付近に配置されている第2端を含んでいる、請求項1乃至3の何れかに記載の錨着装置。

【請求項5】

前記第1の棘は、前記マルチフィラメントチューブの前記第1端に又はその付近に配置されており、前記第2の棘は、前記マルチフィラメントチューブの前記第2端に又はその付近に配置されている、請求項4に記載の錨着装置。

【請求項6】

前記ワイヤのそれぞれは、多角形断面を有している、請求項1乃至5の何れかに記載の錨着装置。

【請求項7】

支持構造と、

前記支持構造に取り付けられた、請求項1乃至6のいずれかに記載の錨着装置とを有する管腔内人工器官。

【請求項8】

前記支持構造が、頂点で交わる第1ストラット及び第2ストラットを有している曲線部

分を含む請求項 7 に記載の管腔内人工器官。

【請求項 9】

前記第 1 端が前記第 1 ストラットの周りに、前記第 2 端が前記第 2 ストラットの周りに位置する請求項 8 に記載の管腔内人工器官。

【請求項 10】

前記支持構造が第 1 端及び第 2 端を有する細長いステントからなり、前記錨着装置が前記ストラット上に該ストラットの前記第 1 端から前記第 2 端に設けられている請求項 7 に記載の管腔内人工器官。